

日高山脈襟裳十勝国立公園
管理運営計画書

令和6年9月
北海道地方環境事務所

目次

第1	管理運営計画区設定方針.....	1
第2	行動計画.....	2
第3	許認可等取扱方針.....	3
	（1）許可、届出等取扱方針.....	3
	（2）公園事業取扱方針.....	7

第 1 管理運営計画区設定方針

日高山脈襟裳十勝国立公園は、1市11町1村（帯広市、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町及び中札内村）の区域が指定されているが、全域が分断されることなく連続した地域であり、山域から海域まで同一の基準により一体的な管理が必要であるため、管理運営計画区を区分せず全域統一の管理方針を策定する。

第2 行動計画

総合型協議会を設置して国立公園のビジョンを策定し、同ビジョンに基づき行動計画を作成する。

第3 許認可等取扱方針

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第37項の規定に基づき環境大臣が定めた「日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（令和6年6月25日付け環境省告示第49号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（令和4年4月1日付け環自国第22040116号）において定める許可基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によることとし、申請者及び関係機関との調整を図るものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p><審査基準></p> <p>形状、色彩等については、周辺の自然環境と調和を図るため、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>また、「アポイ岳周辺地区」（図1）及び「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）において、自然公園法施行規則第11条中の「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼす」ことの「等」には、太平洋及び海食崖の展望に著しい支障を及ぼすことが含まれる。</p> <p>① デザイン、色彩、材料</p> <p>ア) 屋根の形状</p> <p>原則として勾配のある形状（切妻、寄棟等）とするが、無落雪などのため、やむを得ず陸屋根とする場合には、落ち着いたデザインとなるよう配慮し、傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）などを付ける。</p> <p>イ) 屋根の色彩</p> <p>原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色又は群青色とする。</p> <p>ウ) 外壁の色彩</p> <p>原則としてクリーム色、グレー色、白色、アイボリー、ベージュ、茶色系統又は自然素材のままの色彩とする。</p> <p><配慮事項・指導方針等></p> <p>建築物に使用する材料は出来るだけ自然材料を使用し、また外部デザインは、極力、単純な形態として、周囲の自然環境と調和のとれた</p>

<p>(2) 道路</p> <p>(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等</p> <p>(4) その他工作物</p>	<p>ものとする。</p> <p>また、建築物の周囲には、可能な限り現地産樹木等により修景のための植栽を行う。</p> <p><審査基準></p> <p>① 防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>② 防雪柵やロックネット・ロックフェンス等は、極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色とする。</p> <p><審査基準></p> <p>原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p><配慮事項・指導方針等></p> <p>電柱の新設に当たっては、周辺の環境を損なわないようにするため、電力、電話の共架を指導するとともに、利用拠点では可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p> <p><審査基準></p> <p>色彩は、原則として灰白色系統、又はこげ茶色系統とする。</p> <p><配慮事項・指導方針等></p> <p>風致上重要な地区については、周囲の自然となじむような色彩となるよう、使用材料などについて指導する。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p><配慮事項・指導方針等></p> <p>利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線においては、自然環境の保全に留意した施業方法となるよう協力を求めるものとする。</p>
<p>3 鉱物の掘採又は土石の採取</p>	<p><審査基準></p> <p>風致上の支障が少なく、公益上の必要があると認められるものであって、当該地域以外においてはその目的を達成する事ができない場合を除き、原則として、業として行う大規模な鉱物の掘採又は土石の採取は認めない。ただし、「日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」の地区を除く。</p>
<p>4 河川、湖沼の水位等の増減</p>	<p><審査基準></p> <p>公益上必要な行為及び農業又は漁業に付随する行為以外は原則として認めない。ただし、「アポイ岳周辺地区」（図1）及び「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）を除く。</p>

<p>5 広告物</p> <p>(1) 指導標・案内板</p> <p>(2) 営業用広告物</p>	<p><審査基準></p> <p>原則として白、黒、こげ茶を基調とする。ただし、赤、青、緑等の原色であってもシンボルマークなどの部分的な使用であれば認める。</p> <p><配慮事項・指導方針等></p> <p>利用者に情報を提供するために設置する指導標、案内板などの公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとなるよう指導する。</p> <p>また、設置場所については、利用上の効果を考えて、適切な設置箇所を検討するとともに展望や風致に支障がないよう配慮する。</p> <p><審査基準></p> <p>原則として設置を認めない。</p> <p>ただし、「アポイ岳周辺地区」（図1）及び「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 設置場所</p> <p>ア) 原則として、現に営業を行っている自己の敷地内以外には、設置を認めない。</p> <p>イ) 店舗、事業所等へ誘導するために行われるものにあつては、設置目的や地理的条件などに照らして必要と認められるものについて、進路分岐点での誘導標識の設置を認めるが、多数設置されている地区にあつては、集合看板とする。</p> <p>② 色彩</p> <p>(1) . ①と同様とする。</p> <p><配慮事項・指導方針等></p> <p>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の風致に支障を与えないよう指導する。</p>
<p>6 水面の埋立</p>	<p><審査基準></p> <p>「アポイ岳周辺地区」（図1）及び「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）については、原則として、漁港整備など公共事業及び農林漁業として必要な行為以外は認めない。</p>

イ 普通地域

「アポイ岳周辺地区」（図1）及び「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）については、次のとおり取り扱うものとする。

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (建築物)	公園内の普通地域における建築物の新築、改築、増築に当たっては、周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周囲の樹木の高さなどを考慮して、最高15mとするよう指導する。

(2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いは、事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040111号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全路線	付帯施設等の取扱については、第3.(1).ア.1.(1)及び第3.(1).ア.1.(2)と同様とする。 <配慮事項・指導方針等> 法面等の緑化については、既存植生に配慮しながら早期に緑化する。
2 道路 (歩道)	全路線	付帯する建築物の取扱については、第3.(1).ア.1.(1)と同様とする。 ただし、「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）を除く。
3 宿舎	全域	デザイン、色彩及び材料については、第3.(1).ア.1.(1)と同様とする。 ただし、「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）を除く。
4 園地	全域	付帯する建築物の取扱については、第3.(1).ア.1.(1)と同様とする。 ただし、「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）を除く。
5 野営場	全域	付帯する建築物の取扱については、第3.(1).ア.1.(1)と同様とする。 ただし、「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）を除く。
6 避難小屋	全域	施設の設置場所については、自然環境に配慮するものとし、建築物の取扱については、第3.(1).ア.1.(1)と同様とする。 ただし、「アポイ岳周辺地区」（図1）及び「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図2）を除く。

日高山脈襟裳十勝国立公園 区域図及び公園計画図 (全体図)

